

「SNSにかかる子どもの性被害事件の検挙事例」

～警察庁「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より～

令和元年中にSNSを使って児童買春や児童ポルノ事件などの性被害に巻き込まれた児童は全国で2,082人に上りました。前年よりも271人も増加しており、5年前の平成27年と比べると、約1.3倍で430人多くなっています。主な事例については、次のとおりです。

●児童買春事件（令和元年428件 前年比+29件） ●児童ポルノ事件（令和元年671件 前年比+126件）

◇令和元年8月、会社員の男（31歳）は、SNSで知り合った女子中学生（当時12歳）に、13歳未満と知りながら現金を供与してホテルでわいせつな行為をしたほか、その様子をスマートフォンで動画撮影して児童ポルノを製造しました。

令和元年11月、男は強制性交等及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙されました。

◇平成29年12月から平成30年2月までの間、無職の男（40歳）は、SNSで知り合った10代の少女らにわいせつな行為をした様子を撮影した動画について、自身が立ち上げていた低年齢児童を性的好奇心の対象とする者らからなるグループの会員らに販売しました。

平成31年1月、男は児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙されました。



●児童福祉法違反事件（令和元年 28件 前年比+1件）

◇平成27年11月、無職の男性（49歳）は、当時女子高校生でモデル志望の女性（当時17歳）に対し、ミュージシャンを名乗って芸能関係者に紹介すると偽り、みだらな行為をしました。令和元年5月、男は児童福祉法違反で検挙されました。

●犯罪などに巻き込まれないために

- ・「メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにする」
- ・「他人にIDやパスワードは絶対に教えない」
- ・「変わったことや困ったことが起きたら、すぐに保護者に相談する」



<参考>警察庁「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/R1.pdf